療養費・第二家族療養費を申請される方へ

1. 下記の事項をよくお読みになってから申請してください。

診療の場合の申請ですか。装具の場合の申請ですか。

診療の場合

次のいずれかに該当しますか。
①やむを得ず保険医以外の診療機関にかかったとき。
②健康保険の資格が確認出来なかったとき。
③保険医の指示で、はり、灸、マッサージ等の治療を受けたとき。

- はい → 申請手続きをしてください。
- いいえ → 療養費支給基準に該当せず請求できません。

装具の場合

保険医が治療上必要とした装具ですか。

- はい → 領収証および保険医の証明はありますか。
  - はい → 申請手続きをしてください。
  - いいえ → 確証不備により請求できません。
- いいえ → 日常生活上必要とする補装具や既製品、めがね、補聴器等は**全額自己負担**となります。

申請手続きをしてください。
・在職者の方は請求書を事業主（NECマネジメントパートナーに社会保険業務を委託している会社にお勤めの方は同社人事サービス事業部へ、それ以外はお勤めの会社の総務人事部門）に提出してください。出向者は出向元会社がお勤め会社です。
・退職者の方は請求書を当健康保険組合まで直接、提出してください。

2. 必要書類（診療の場合）

療養費・第二家族療養費（立替治療費）支給申請書
＋
領収証
＋
保険医以外の医療機関、
健康保険の資格が確認出来なかった場合
診療報酬明細書
調剤報酬明細書
はり・灸・マッサージ等の申請の場合
保険医の同意書
施術内容・施術日の確証

2. 必要書類（装具の場合）

療養費・第二家族療養費（治療用装具）支給申請書
＋
治療用装具の領収証
装具内容内訳明細書
＋
保険医の証明
（同意書・装具装着証明書）

3. 注意事項

・添付書類は必ず原本を提出してください（コピー不可）。

・提出された書類は返却できません。

・第三者行為、通勤途上災害、労災での申請はできません。

・後期高齢者医療制度適用の方はお住まいの市区町村窓口に申請してください。

4. 給付金の査定

・健康保険組合では提出された書類を健康保険法にもとづいて査定します。

支給の条件、支給期間、支給額についての詳細はホームページをご確認ください。